



2023年10月13日

各位

会社名 株式会社 ココナラ
代表者名 代表取締役社長 CEO 鈴木 歩
(コード番号 4176 東証グロース)
問合せ先 執行役員 CFO 松本 成一郎
(TEL 03-6712-7771)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年11月29日開催予定の当社第12回定時株主総会に「定款一部変更の件」の議案を付議することを決議致しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

経営環境の変化に迅速に対応するための経営体制の改革施策として、取締役会の招集権者及びその議長を取締役会長から取締役社長に変更するものであります。

2. 変更の内容

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、取締役<u>会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役<u>会長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> | <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、取締役<u>社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役<u>社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> |
| <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、<u>取締役会長</u>および<u>取締役社長</u>各1名を定め、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> | <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、<u>取締役社長</u>1名を定め、<u>取締役会長</u>、<u>取締役副社長</u>、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> |
| <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役<u>会長</u>がこれを招集し議長となる。</p> <p>2. 取締役<u>会長</u>に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順</p> | <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役<u>社長</u>がこれを招集し議長となる。</p> <p>2. 取締役<u>社長</u>に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順</p> |

| | |
|---|---|
| <p>序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>3. 前二項の定めにかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</p> | <p>序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>3. 前二項の定めにかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</p> |
|---|---|

3. 日程

取締役会決議 2023年10月13日
定款変更のための株主総会開催日 2023年11月29日
定款変更の効力発生日 2023年11月29日

以 上